

議 事 次 第

1 あいさつ

(まちづくり調整局長 地曳 良夫)

2 委員会の運営方法について

(事 務 局)

(1) 委員会の日程と内容について

(2) 委員会の非公開について

3 正・副委員長の選任

4 諮問内容とその背景説明

5 議 論

6 その他

(1) 委員会の日程と内容について

17年度

「市街化調整区域の課題」をテーマとして、4回の委員会を予定しています。

第1回委員会 (10月27日)

○現状と課題 (諮問内容とその背景説明)

第2回委員会 (11月24日)

○緑地、農地の保全を進めるにあたっての課題

第3回委員会 (1月中旬を予定しています。)

○施策を進めるにあたっての課題① (都市計画法第34条関係)

第4回委員会 (2月下旬を予定しています。)

○施策を進めるにあたっての課題② (許可不要の個別施設関係)

○中間答申(案)のまとめ

※ 今後、委員会の検討状況により、その検討内容に応じた専門家をお呼びして、意見を頂くことも考えています。

18年度

「課題対応の基本的方向性」をテーマとして、概ね3回程度を予定しています。

(2) 委員会の非公開について

「市街化調整区域あり方検討委員会設置要綱」第7条及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条、第31条により、実質に審議を行うこととなる第2回以降の委員会は非公開とします。

市街化調整区域あり方検討委員会設置要綱

制定 平成 17 年 8 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市街化調整区域あり方検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置目的等)

第 2 条 委員会は、市域全体を考慮した横浜市における市街化調整区域の将来像について、農地及び緑地の保全を基調としつつ適切な土地利用への規制・誘導を図るため、多面的に検討することを目的として設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、横浜市が目指す都市像を考慮しつつ、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市街化調整区域の位置付け・役割に関すること。
- (2) 市街化調整区域内の各地域の特性に応じた土地利用のあり方に関すること。
- (3) 市街化調整区域における緑地・農地の保全のあり方に関すること。
- (4) 農地及び緑地の保全を基調とした市街化調整区域における今後の開発許可制度などの規制・誘導のあり方に関すること。
- (5) その他市街化調整区域のあり方に関し市長が必要と認める事項。

(組織及び設置期間)

第 4 条 委員会は、委員 7 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、経済、都市計画、緑地、農地に関し優れた経験と知識を有する者等から市長が委嘱した者をもって組織する。ただし、委員の辞職などにより委員会の運営に支障が生じたとき、市長は新たな委員を委嘱することができるものとする。
- 3 委員会の設置期間は、平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとし、市長が必要と判断した場合には期間を延長することができる。

(会議の召集等)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会の招集は、市長が行う。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認める場合、議事に関係のある者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を各一名おき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）に基づき実施する。

2 委員会の会議における検討の経緯及び結果は公表する。

3 委員会の場に出席した者は、検討等を通じて知りえた情報を公開してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、まちづくり調整局指導部宅地調整課におく。

(委任)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(抜粋)

(会議の公開)

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(行政文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) <省略>
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(1) 現 状

- ア 横浜市の市街化調整区域の意味づけ
 - S4 5年線引きの考え方とその後の経過
 - 3つの意味（環境資源、都市開発用地、既存居住地域）
 - 横浜市の計画（整備、開発及び保全の方針、都市計画マスタープラン）
- イ 土地利用状況
 - 公益的施設の立地状況
 - 幹線道路沿いの土地利用状況
 - 市街地の滲み出しの状況
 - 高齢者施設の立地状況
 - 高齢者施設と墓地の土地利用状況
- ウ 社会経済状況
 - 人口減少社会の到来と都市・市街地問題予測
 - 長期ビジョン
- エ 市民ニーズ
 - 市民意識調査の分析
 - 横浜市民意識調査(平成 16年 7月)
 - 緑政局事業にかかわる市民意識調査(平成 13年 6月～7月)

(2) 市街化調整区域のあり方に関する政策動向について

- ア 土地利用政策
 - 都市機能の適正立地（コンパクトなまちづくりなど）
 - 景観政策の始まり
 - 都市計画マスタープラン
 - 都市計画道路の見直し
 - 景観条例の制定予定
- イ 農業政策
 - 食料・農業・農村基本計画の改訂（平成 17年 3月）
 - かながわ農業活性化指針の策定（平成 17年 3月）
 - 神奈川県都市農業推進条例の制定（平成 17年 10月）
 - 恵みの里・ふるさと村・市民利用型農園、農地の位置づけと政策の体系
- ウ 緑地政策
 - 景観緑三法の制定
 - 水と緑の基本計画の策定と計画を具体化する施策
- エ 公共・公益施設整備（福祉、医療、墓地、廃棄物処理施設等）

(3) 国内、海外の事例

- ア 国内（神戸市－『人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例』）
- イ 海外（EU：直接所得補償政策、ドイツ：MEKA、MEKA II）

(4) 課題の設定（諮問内容）

- ア 位置付け・役割について
 - 基本的な考え方について
- イ 各地域の特性に応じた土地利用のあり方について
 - 市街化調整区域を土地利用現況や将来構想等を考慮した、各地域の特性に応じた土地利用について
- ウ 緑地・農地の保全のあり方について
 - 現状認識と基本的方向について
- エ 今後の開発許可制度などの規制・誘導のあり方について
 - 法による規制・誘導手法の運用方法について
 - 法令上許可不要とされる施設及び法令の対象とならない土地利用などに対する規制・誘導手法について